

地域指定年度	昭和 45 年度
計画策定年度	昭和 48 年度
計画見直し年度	昭和 62 年度
	平成 24 年度

# 能勢農業振興地域整備計画書 (案)

令和 8 年 3 月

大阪府豊能郡能勢町





<b>第 5</b>	<b>農業近代化施設の整備計画</b>	<b>19</b>
1	農業近代化施設の整備の方向	19
2	農業近代化施設整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20
<b>第 6</b>	<b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b>	<b>21</b>
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	21
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	21
3	農業を担うべき者のための支援の活動	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	24
<b>第 7</b>	<b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>	<b>25</b>
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	25
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	25
3	農業従事者就業促進施設	26
4	森林の整備その他林業の振興との関連	26
<b>第 8</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b>	<b>27</b>
1	生活環境施設の整備の目標	27
2	生活環境施設整備計画	29
3	森林の整備その他林業の振興との関連	29
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	29
<b>第 9</b>	<b>付図</b>	<b>30</b>
1	土地利用計画図	(付図 1 号)
2	農業生産基盤整備開発計画図	該当なし
3	農用地等保全整備計画図	(付図 3 号)
4	農業近代化施設整備計画図	(付図 4 号)
5	農業就業者育成・確保整備計画図	該当なし
6	生活環境施設整備計画図	(付図 6 号)

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

能勢町（以下「本町」という。）は、大阪府の最北端に位置し、大阪府豊能町、兵庫県川西市、猪名川町、丹波篠山市、京都府南丹市、亀岡市と隣接している。大阪市、京都市、神戸市からは30km圏内に位置している。面積は9,875ha、東西約15km、南北約12kmで、総面積のうち山林が約78%、耕地が約10%、宅地等が約12%となっている。農業振興地域は3,542haで、そのうち農地面積は1,298ha、農用地面積は837haである。平成7年には市街化区域と市街化調整区域の区域区分を決定し、今日まで美しい農村風景が維持されてきた。

地形は、摂丹高原の中央、標高が約200mから800mで、深山（791m）に代表される山地で四周を囲まれた盆地で、平坦地に田畑が分布している。地質は山地が中・古生代の岩石地盤からなる丹波帯、盆地部は土砂地盤としての大阪層群である。水系は猪名川水系に属し、一部は武庫川水系（天王）、保津川水系（杉原）である。

気温は比較的温暖な瀬戸内気候帯に属し、能勢気象観測所によると年平均気温は15.3℃<sup>\*1</sup>と大阪都心に比べて冷涼となっている。年平均日照時間1,898.9時間<sup>\*2</sup>、年平均降水量1,483.1mm<sup>\*3</sup>でやや内陸性の気象で冬季に多少の降雪があるが、農業生産には支障はない。

農産物は、水稻作を中心に、野菜、なにもわ特産品である能勢ぐり、特用林産物を生産し、京阪神における食料供給基地として大きな役割を担っている。

交通条件は鉄道がないものの、道路交通網の整備が進み、南北方向の国道173号及び477号、東西方向の主要地方道茨木能勢線の3路線が広域幹線道路を形成している。大阪市、京都市、神戸市の3大都市へのアクセスも約1時間であり、さらに新名神高速道路の整備により、新国土軸まで約15分という好立地となった。このため、生産された農産物はトラックにて、京阪神への出荷に適している。

現在の人口は9,079人（令和2年国勢調査）、また農家戸数は870戸（令和2年農林業センサス）である。平成10年頃から人口の自然減かつ社会減の状態が続いており、減少幅も拡大しているため、今後も、少子高齢化によって人口、農家戸数ともに減少するものと予想される。

本町は、豊かな緑と河川の自然環境を生かして農業が営まれている地域であり、第一次産業従事者は全体の10.6%、うち農業従事者は10.5%と、大阪府内で高い割合となっている。しかし、農家戸数は、全般的に減少し、従事者の高齢化などから農業構造がぜい弱な状況にある。その結果、経営耕地面積も減少し、耕作放棄地が増加してきているほか、鳥獣被害及びその被害額も増加傾向にある。今後、耕作放棄地周辺農地の耕作に大きな支障を及ぼすおそれがあるため、農業者だけでなく府民の幅広い参加で都市農村交流の促進や農村景観の保全など農地の多面的機能の発揮を図り、遊休農地の利用促進を図るほか、鳥獣被害の広域的対策を図る。

本町の農業は、水稻、露地野菜を中心とした土地利用型農業の展開と野菜、果樹（な

にわ特産品能勢ぐり)、畜産等施設型農業との複合経営を推進し、高性能機械化体系を基本とした効率的な農業生産の育成助長を振興するものとする。

農業における生産現場の強化を図るため、農業生産の基礎的資源である集団的優良農地を確保する必要がある。そこで、「多様な担い手の育成・確保」、「担い手農家への農地の集約化」を促進し、「農作業の効率化」を図る。このためには、農業生産基盤の整備を推進し、高性能農業機械化体系の導入により、低コスト化と効率的かつ安定的な農業経営を展開し、農業の持続的発展を図っていく。

また、収益性の高い作目による産地化や多品目・周年生産による農地の高度利用のほか、交通立地条件を活かすように道の駅（能勢町観光物産センター）や近代化施設などの整備・拡張を図る。米、野菜、果樹など地場農産物を活かした農産物加工品の開発や食品製造業や飲食店、ホテルなどに供給を図るなど販路拡大の展開に向けての施策の推進を図り、多様な担い手による優良農地の保全・確保を積極的に進める。

農用地は、農業の持続的な発展のための最も基礎的な資源であり、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、防災、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観形成等の多面的機能を有している。町民共通の財産でもあることを十分認識し、後世に引き継いでいくために、関係機関と十分に調整し適正な土地利用の誘導を図っていかなければならない。

一方、本町では、新名神高速道路が開通し、交通アクセスが向上したこと等を踏まえ、「新しい町の骨格を創る」ことを目的に、地の利を活かした多様な産業の誘致を進めている。農業従事者の高齢化等により個人農業での保全が困難となりつつある農地のうち、市街化区域に隣接する広域幹線道路・町内幹線道路沿道の農地については、高度産業農業や企業の農業参入の促進のほか、関係機関や地権者、地域住民との協議を重ねつつ新たな産業用地への計画的な転換を図ることで、その土地利用上の課題の解決を図る取組も進めていく。

以上のことを踏まえ、農地の流動化を推進していくとともに、認定農業者、農業生産法人等（以下「担い手」という。）の育成のもと、地域の合意形成に基づいた農地の高度利用と生産性の高い農業を推進する。

単位：ha、%

区分 年次	農地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R7年)	1,298.1	36.6	0.4	0.0	1,778.2	50.2	171.1	4.8	—	—	294.6	8.3	3,542.4	100.0
目標 (R17年)	1,274.1	36.2	0.4	0.0	1,778.2	50.5	171.1	4.9	—	—	294.6	8.4	3,518.4	100.0
増減	▲24.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	—	—	0.0	—	▲24.0	—

注：（ ）内は混牧林地面積である。

- ※1:1991年～2020年の平均（参照：国土交通省気象庁ホームページ）
- ※2:1991年～2020年の平均（参照：国土交通省気象庁ホームページ）
- ※3:1991年～2020年の平均（参照：国土交通省気象庁ホームページ）

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農地についての農用地区域の設定方針

将来的にも優良農地として確保・保全する農地等に対して農業振興施策を集中的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営体を始めとして多様な担い手を育成し、活力ある豊かな農村づくりを実現するために、農地の高度利用に努めることが相当であると認められる土地について、農業振興地域内にある現況農地 1,298.1haのうち、次に掲げる a～c に該当する農地 812.9ha について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地
  - ・10ha 以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
  - ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
  - ・区画整理
  - ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
  - ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
  - ・果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
  - ・高収益をあげている施設園芸のハウス
  - ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
  - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
  - ・農山漁村活性化法第 5 条第 2 項第 2 号ニに規定する農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業の用に供する土地
  - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
  - ・地域計画の区域内にある土地
  - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
  - ・都市住民の農業理解を深めるための体験農園等の対象地

ただし、b、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

#### 【b の場合】

- (a) 新たな産業用地への転換計画のある農用地 24.0ha

### 【c の場合】

- (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地 該当なし
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地  
農業生産基盤整備（ほ場整備及びかんがい排水の受益地）及び多面的機能支払交付金の対象地以外で、集団性がない 10ha 未満の農用地 460.8ha
- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象とする農用地 該当なし

### (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地については、原則として農用地区域に設定する。

また、本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び大規模な土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

### (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接する地域農業の近代化を図る施設であって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域に設定する方針である。

### (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況農用地の保全に資する森林、原野等については農用地区域に設定する。

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア 農用地等利用の方針

田は水稻の栽培が主体であるが土地利用型農業の生産基盤であるとともに、災害時における洪水防止機能など多面的機能発揮に必要不可欠な土地である。このため、ほ場条件が整った田は農地の集積による農業経営の規模拡大の推進のほか、新規需要米や野菜の作付を進め、農地の高度利用による優良農地の保全に努めていく。ほ場条件が整っていない田は農地の高度利用を進めるため、ほ場区画の大型化、農業用排水路整備補修等の農業生産基盤の整備を推進し、優良農地の確保を図る。

畑は都市近郊農業と消費地に隣接した利点を活かした野菜が栽培されている。今後は、生産者の顔が見える安全・安心な農産物の多品目化、施設園芸の産地化のほか、

地産地消に努めるため、用水改良や農道の整備等のほ場条件の整備を推進し、輪作による農地の高度利用による優良農地の保全に努めていく。

樹園地はなにもわ特産品能勢ぐりが栽培されている。今後は、体験型農業の維持発展に努めるため、果樹の生産体験や交流の場となる体験型農園の整備などで農業者だけでなく府民の幅広い参加で、都市農村交流の促進や農村景観の保全や農業の第6次産業化\*)と併せて、優良農地の保全に努めていく。

「農業の第6次産業化」\*)

農産物の生産（1次産業）×加工（2次産業）×販売（3次産業）＝総合産業（第6次産業）を目指した言葉

また、これらの施策と併せて、地域ぐるみでの保全活動により、農業者だけでなく、地域住民、自治会などが参加する共同活動組織を充実し、用排水路や農道等の手入れを通じて農地や水などの地域資源の保全を図り、農業の持続的発展と多面的機能の発揮に努める。

近年は、営農環境の悪化や営農条件の厳しい農地から遊休化が進みつつあるほか、有害鳥獣による農作物の食害が増加している。このため、農作物の安定生産と農用地を確保するため、耕作放棄地の発生の抑制と再生を図るとともに、鳥獣等の生態に応じた効果の高い防護柵の設置を通じて、優良農地の確保に努めていく。

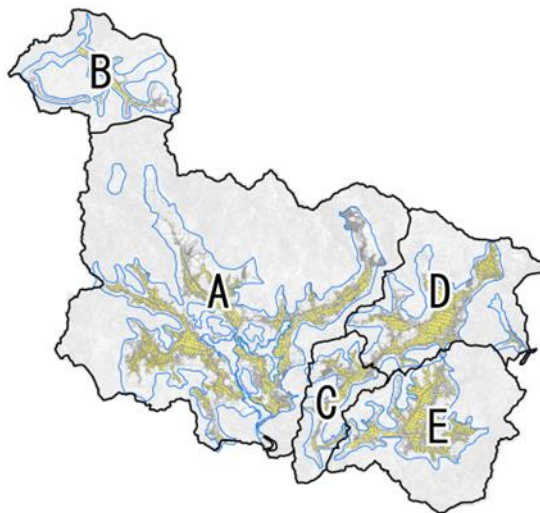
一方で高齢化等により個人農業での保全が困難になりつつある農地のうち、市街化区域に隣接する広域幹線道路・町内幹線道路沿道の農地については、その土地利用課題の解決手法として、高度産業農業や企業の農業参入の促進のほか、自然環境や社会経済条件等を総合的に勘案のもと、産業用地への計画的な転換を図るため、引き続き関係機関、地権者、地域住民との協議を進めていく。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A	434.9	410.9	▲24.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	435.1	411.1	▲24.0	0.0
B	35.7	35.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	35.7	35.7	0.0	0.0
C	76.2	76.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	76.2	76.2	0.0	0.0
D	148.8	148.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	149.0	149.0	0.0	0.0
E	141.3	141.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	141.3	141.3	0.0	0.0
計	836.9	812.9	▲24.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	837.3	813.3	▲24.0	0.0

## イ 用途区分の構想

用途区分は、西能勢地区（A地区）、天王地区（B地区）、田尻地区（C地区）、歌垣地区（D地区）、東郷地区（E地区）の5地区に分ける。



### (ア) 西能勢地区（A地区）

大路次川流域に属する久佐々地区（8集落）、山辺川流域の山辺地区（4集落）、山田川流域の岐尼地区（9集落）に展開する田を主体に集落の周辺に畑の土地利用を行なっている。農業生産基盤整備は、久佐々地区、山辺川地区、岐尼地区府営ほ場整備事業によるほ場条件の整備と一体的に穀類等乾燥調製施設（ライスセンター）、共同育苗施設等農業近代化施設の整備も進み、良好である。作付けは良好なほ場条件を活かし、田は水稻を担い手へ利用集積を進め、効率的な農業経営を行っている。

今後は、主に「水稻作」、「水稻＋露地野菜」、「水稻＋施設野菜」等による営農類型の家族経営体のほか、水稻や新規需要米を主体とした効率的かつ安定的な経営体の育成を目標に、戸別所得補償制度に基づく米粉用等の新規需要米や加工用米等の戦略作物導入による農用地の高度利用を図り、優良農地の保全のほか、農業生産の大型機械化による一貫作業体系を確立し、効率的な土地利用を推進する。併せて、農業近代化施設の高度利用と水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

また、産地間競争では定時・定量供給を要求される業務用野菜等への対応等、多様な販売チャンネルを戦略的に選択するため、野菜加工施設の整備を促進し、能勢町産農産物を活かした農産物加工品などの農業の第6次産業化に努める。

加えて、市街化区域に隣接する広域幹線道路の沿道にある地域においては、将来的な市街化区域への編入を見据え、周辺農業への影響に十分配慮した上で、地域振興及び雇用創出に資する産業用地への計画的な転換を検討する。

### (イ) 天王地区（B地区）

天王川流域に展開する田を主体に集落の周辺に畑の土地利用を行なっている。

農業生産基盤整備は、主に田は天王地区府営中山間地域総合整備事業によるほ場条件の整備が進み、良好である。作付けは良好なほ場条件を活かし、田は水稻を担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っている。また、畑は高冷地の立地条件を活かした野菜づくりを進め、中でも、抑制トマトは品質良好のうえ、市場の品薄時期に出荷されるため、流通業者を始め、一般消費者からも好評を得ている。

今後は、水稻や新規需要米、露地野菜、施設野菜等を効果的に組み合わせていくとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。また、戸別所得補償制度に基づく米粉用等の新規需要米や加工用米等の戦略作物導入による高度利用を図る。

#### (ウ) 田尻地区（C地区）

田尻川流域に属する旧田尻村の3集落に展開する田を主体に集落の周辺に畑の土地利用を行なっている。農業生産基盤整備は、上田尻地区、中田尻地区、下田尻地区団体営ほ場整備事業によるほ場条件の整備が進み、良好である。作付けは良好なほ場条件を活かし、田は水稻を担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っている。

今後は、主に「水稻作」等による営農類型の家族経営体のほか、水稻や新規需要米を主体とした効率的かつ安定的な経営体の育成を目標に、農用地の高度利用を図り、優良農地の保全のほか、農業生産の大型機械化による一貫作業体系を確立し、効率的な土地利用を推進する。

#### (エ) 歌垣地区（D地区）

歌垣地区は旧歌垣村に属する8集落で、歌垣山南麓は扇状地が発達した田と歌垣山麓に展開する樹園地の土地利用を行っている。農業生産基盤整備は歌垣地区府営ほ場整備事業等による整備が進み、良好なほ場条件を活かし、田は水稻を担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っているほか、樹園地は古くから銀寄と呼ばれる品質のすぐれた栗の生産が行なわれている。

今後は、水稻や新規需要米、露地野菜、施設野菜等、果樹（能勢ぐり）を効果的に組み合わせていくとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。また、食品製造業向けの業務用野菜等への対応等、多様な販売チャンネルを戦略的に選択するため、既存施設を有効に活用し、能勢町産農産物を活かした農産物加工品などの農業の第6次産業化に努め、地元雇用機会の創出と地域の振興を図っていく。

#### (オ) 東郷地区（E地区）

野間川流域に属する「能勢妙見」の麓に位置し、能勢氏の地黄城跡、真如寺、本滝寺など史跡が多く天然記念物野間の大ケヤキ等の文化財が豊富で木野川流域に展開する田を主体に集落の周辺に畑の土地利用を行なっている。農業生産基盤整備は、主に田は東郷地区府営ほ場整備事業によるほ場条件の整備が進み、良好であ

る。作付けは良好なほ場条件を活かし、田は水稲を担い手に利用集積を進め、効率的な農業経営を行っている。

今後は、主に「水稲作」、「水稲＋露地野菜」、「水稲＋施設野菜」等による営農類型の家族経営体のほか、水稲や新規需要米を主体とした効率的かつ安定的な経営体の育成を目標に、農用地の高度利用を図り、優良農地の保全のほか、効率的な土地利用を推進するとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。加えて、高度産業農業や企業の農業参入を促進するとともに、立地条件等を勘案し、周辺農業への影響に十分配慮した上で、地域振興及び雇用創出に資する産業用地への計画的な転換を図る。

## 2 農用地利用計画

別記、農用地利用計画のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町は、阪神圏における自然豊かな農山村の特徴を活かし、稲作・栗の栽培を中心とした農業地域として発展してきたが、経営の安定を図るため一部の農業者で果樹等を中心とした体験型農業や野菜・花きの施設園芸が導入されている。また、能勢町観光物産センターを中心とした都市農村交流型農業も一定の成果を上げている。

農業生産基盤の整備及び開発は、農業者による効率的かつ安定的な農業経営と、高い収益性の確保のために必要不可欠である。今後も農地の利用促進を図るために、ため池、井堰、農業用排水路等の老朽化対策及び長寿命化対策など、ファシリティマネジメントの取組を進め、持続的かつ安定的な施設機能の確保を図る。また、担い手への利用集積による経営規模の拡大等の促進をはじめ、地域における農業者、住民等の関係者の合意形成を図りつつ、土地利用の高度化、かんがい排水整備等の水利用の合理化及び農村の生活環境に配慮しつつ進める方針である。

今後は、地域の立地条件を活かし、稲作の規模拡大や高付加価値型農業を行う農業者を中心として、地域複合農業としての発展を目指す。また、環境との調和に配慮し、農業者の合意を得た中で、多様な営農形態への対応が可能となるようなほ場区画、用排水路、農道、暗渠排水等の生産基盤整備を推進する。

中山間地域総合整備事業「天王地区」は、地区内に生息している特別天然記念物であるオオサンショウウオをはじめとする生態系に配慮した土地改良施設の整備を図った。今後とも整備に当たっては、地域に生息する生態系への配慮を図るほか水源かん養機能、農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能の維持増進が図られるよう細かい配慮に努める。

なお、農道や水路の補修に当たっては、地域ぐるみでの保全活動を活かした直営施工による低コストの整備手法を導入することに努める。

#### (ア) 西能勢地区（A地区）

農業生産基盤整備は田を中心に概ね完了し、生産性の高い集団的優良農地が展開している。

今後は、用排水路等の整備・更新を図ることに加え、水田の高度利用等による優良農地の保全を推進していく。併せて、将来的に多様な産業を誘致する用地として計画的な利活用を図る。また、畑は、消費者ニーズに対応した直売方式による多品目の野菜の栽培を視野に、農地の効率的な利用による農産物の生産量と品質を確保するため、用排水施設及び農道の適切な維持管理を推進する。

#### (イ) 天王地区（B地区）

農業生産基盤整備は田を中心に完了し、生産性の高い集団的優良農地が展開して

いる。

今後は、高収益型農業や環境に配慮した安全、安心な少量多品目の生産を視野に、農産物の生産量確保と品質の向上を図るため、用排水施設及び農道の適切な維持管理を推進する。

(ウ) 田尻地区 (C地区)

農業生産基盤整備は田を中心に概ね完了し、生産性の高い集団的優良農地が展開している。

今後は、直売方式による農産物の生産量と品質を確保するため、老朽化した土地改良施設の改修・修繕を中心に維持管理を計画的に推進する。

(エ) 歌垣地区 (D地区)

農業生産基盤整備は田を中心に概ね完了し、生産性の高い集団的優良農地が展開している。

今後は、用排水路等の整備・更新を推進していくことで水田の高度利用を推進していく。また、畑は、消費者ニーズに対応した直売方式による多品目の野菜の栽培を視野に、農産物の生産量と品質を確保するため、用排水施設及び農道の適切な維持管理を推進する。

(オ) 東郷地区 (E地区)

農業生産基盤整備は田を中心に概ね完了し、生産性の高い集団的優良農地が展開している。

今後は、直売方式による農産物の生産量と品質を確保するため、用排水路等の整備・更新を推進していくことで水田等の高度利用を推進していく。

## 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
該当なし					

(注) 資料：能勢町農業農村整備事業管理計画

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

荒廃しつつある山間は、植林による森林として、また、特用林産物（シイタケ、タケノコ、クリ）、花木の植栽に適するよう整備を推進することで林業の振興を図る。加えて、森林整備計画に基づき、地域の振興を図る上で必要な農道及び林道の一体的整備も検討・促進を図っていく。また、林業基盤の整備や林業生産の強化に取り組む。

### 4 他事業との関連

農業生産基盤の整備は、農村地域の環境整備としての要素も大きいため、一般道路等他事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業を推進する。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

農用地は、本町農業の持続的発展を図っていくため、最も基礎的な農業生産基盤である。将来にわたって、安全な食料を安定的に供給していくため、農業・農村の有する多面的機能の発揮に努め、農業生産に必要な優良農地を営農に適した良好な状態で確保しつつ農地の有効利用を図る。本町では、農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の関係機関と連携し、農地中間管理事業等を通じ、認定農業者等の担い手への農地の利用集積によって、耕作放棄の発生防止及び農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保する。また、担い手不足による農地の荒廃を防ぐため、企業の農業参入を促進し、新たな産業農業の担い手を確保することで、農地の高度利用を図る。

多面的機能支払交付金制度や農空間づくりプラン事業の実施によって、農地・水路等の資源の基礎的な保全管理活動と生物多様性保全・景観形成などの農村環境の保全を図る。これにより、地域力の強化向上、防災協力農地の拡大、農業用水路やため池を活用した防災訓練の実施等を通じた農地・農業用施設の保全・活用を推進する。

農業者だけでなく府民の幅広い参加で小中学生や都市住民の農業体験の場や観光農業の維持発展に努めるため、市民農園や観光農園の整備によって、農用地の保全に努めていく。

また、近年、有害鳥獣による農作物の食害が増加傾向にあり、営農意欲が衰退する事例がみられる。このため、被害が多い地域を対象に、農作物の安定生産を図るため、鳥獣等の生態に応じた効果の高い防護柵の設置を推進するほか、隣接する府県、市町との広域的な連携対策を図る。

さらに、用水確保の観点からため池や用水路等の土地改良施設（以下、施設）が果たす役割は大きいですが、施設の老朽化によって、施設機能が低下しつつある。このため、緊急性のある土地改良施設を対象に、施設機能の維持を図るため、施設の更新や改修に努める。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
該当なし					

(注) 資料：能勢町農業農村整備事業管理計画

### 3 農用地等の保全のための活動

#### (1) 地域ぐるみでの農用地等の保全活動の取組の推進

「多面的機能支払交付金」や「農空間づくりプラン」など、農業者だけでなく、地域ぐるみで農空間を保全・活用する取組を推進する。

#### (2) 農空間の資源を活用した府民協働の推進

農空間の体験学習や、出前講座など子どもたちの農業・農空間理解を促進する活動、農空間を巡るウォーキングツアー等、地域協働イベント等により広く府民に農にふれあう場の提供、さらに身近な農業用水路、ため池等を地域ぐるみで保全・活用する取組などを積極的に推進する。

#### (3) 耕作放棄地の発生防止・解消活動の支援

企業の農業参入を促進し、新たな産業農業の担い手を確保するとともに、農地中間管理機構や農業委員会等と連携し、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手への農地集積・集約化を進め、美しい地域づくりや景観づくりを推進するため、大阪府の「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、農空間保全地域制度の推進等、幅広い府民の参加による活動作業による景観形成作物の栽培を促進し、府と連携して、耕作放棄地の発生防止及び解消に向けての再生・活用に取り組む。

#### (4) 鳥獣被害防止対策

鳥獣被害が増加傾向にあるため、農作物の食害の多い地域及び生息密度の高い地域を中心に鳥獣被害防止対策を実施している。今後とも、対策の担い手となる人材の育成支援や地域ぐるみの活動を支援するなど、防止柵などの設置を中心とした捕獲対策等を強化するほか、隣接する府県、市町との広域的な連携対策を図る。

#### (5) 農業水利施設の計画的な保全の推進

本町の農業は、農業水利施設が地域の用水源として重要な役割を果たしている。このため、農業水利施設の老朽化に対応し、「小型化」や「統合」、「長寿命化」、「多目的利用」の推進とライフサイクルコスト低減に向け、適切な保全管理と計画的な予防保全、更新に努める。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

里山の保全を図っていくため、「里山再生支援事業」による広葉樹の萌芽更新や森林保全ボランティア活動への支援等を通じて、適正な森林管理や生物多様性資源の保全に取り組む。自治体連携を通じて、森林環境譲与税による森林整備やカーボンオフセットの仕組みづくり、さらには企業との連携などにより、事業の自立性を高め、長期的な

里山資源の保全を図る。山地災害防止機能が重視されている森林については、集中豪雨等による山地災害を未然に防止又は軽減するため、荒廃森林の整備を計画的に進め、防災機能の高い森林の造成に努める。また、「大阪地域森林計画」及び「能勢町森林整備計画」その他林業施策との連携に努める。

#### 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

##### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

###### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業構造については、高度経済成長の影響を受けて若い労働力の都市への流出と兼業化による安定兼業農家が増加し、農業労働力の高齢化が進んでいる。また、こうした中で農地の保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農業者への農地の流動化は、顕著な進展を見ないまま推移してきた。しかし、兼業農家の一層の高齢化により、機械更新時や世代交代等を契機に農作業の委託や農地の流動化が進む可能性が高まってきている。

このような地域農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね10年後の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。また、本町の農業が維持発展していくためには、他産業従事者と均衡のとれた農業所得が期待できる担い手の育成が必要である。このため、農業経営基盤強化促進事業により農地の流動化を推進し、認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積、規模拡大を図る。加えて、農業従事者の高齢化等により個人事業での保全が困難となりつつある農地の新たな担い手として、高度産業農業や企業の農業参入を促進し、農用地の集積や規模拡大を加速させる。

具体的な経営の指標は、能勢町及びその周辺市町村において、現に営まれている優良な経営事例を踏まえ、本地域の条件に適した重点作物である水稲、トマト、ほうれんそう、キャベツ、だいこん、くり等による複合経営を推進し、農業を主体とする経営体が地域における他産業並みの所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり550万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準の実現とし、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

さらに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者や新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農者などの農業者、法人等が利用する農用地が、地域計画の区域内にある農用地面積の概ね31%程度を占めることを目標とする。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別 経営 営 体	野菜専作Ⅱ (ハウス果菜類Ⅰ)	0.4ha	なす ハウス 40a きゅうり ハウス 36a	20	1
	野菜専作Ⅱ (ハウス果菜類Ⅱ)	0.23ha	いちご ハウス 20a (育苗 3a)	20	2
	野菜専作Ⅲ (ハウス軟弱野菜専作)	0.3ha	しゅんぎく周年 ハウス 120a	20	1
	野菜専作Ⅴ (有機農業)	0.6ha	トマト ハウス 20a しゅんぎく ハウス 20a きゅうり 露地 20a さといも 露地 20a 玉ねぎ 露地 20a	20	1
	果樹専作 (ハウスぶどう)	1.0ha	デラウェア 加温 20a 2重被覆 20a 1重被覆 20a 巨峰系4倍体品種 2重被覆 20a シャインマスカット 2重被覆 20a	5	5
	花き専作 (切花専作)	0.4ha	球根類(フリージア等) ハウス 20a けいとう ハウス 20a (被覆フィルム除去後) 露地 20a	10	1
	酪農	0.25ha	乳牛 (経産牛) 50頭 (育成牛) 4頭	1	1
	肉用牛(肥育)	0.33ha	肉用牛 100頭	4	1
養鶏	0.33ha	採卵鶏 5,200羽 育鶏 1,300羽	3	0	

資料：令和6年 能勢町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(改正)

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

能勢町では、小規模生産を中心とした農業経営が展開されており、農用地の利用については集積を進めているが、大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

このため、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、今後も引き続き、農地の賃借による経営規模の拡大と併せて農作業の受託による作業単位の拡大を促進するとともに、意欲的な農業経営が規模拡大できるよう関係組織との連携を密にする。

また、農地の高度利用により、適切な農業生産活動の維持・増進を図り、農用地の効率的かつ総合的な利用に努める。

なお、農地中間管理権等の設定に関する支援にあたっては、設定農業者等効率的かつ安定的な経営体を優先して利用集積を図るものとする。

さらに、耕作放棄地が増加傾向にあるなかで、これらを担い手への利用集積や景観作物の栽培等に活用し、農業・農村が持つ多面的機能が発揮されるよう農用地の保全を図るため、農業委員会において農地の出し手と受け手にかかる情報を一元的に把握し、農地中間管理権等の設定を支援することにより、農地の流動化を強力に推進する。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、地域の農地を面的に集積するよう誘導するとともに、農地中間管理機構との連携や農業法人等の育成、高度産業農業や企業の農業参入を促進することで、地域の農地を守る体制の整備等を進める。加えて、田は戸別所得補償制度に基づく米粉用等の新規需要米や加工用米等の戦略作物の導入を、畑は効率的な輪作体系の実施による農用地の効率的な利用を図るなど、本町の恵まれた立地条件から、都市近郊型農業の振興を図る。

### (1) 認定農業者等の育成対策

本町は、認定農業者等の担い手に省力化等の効率よい農業経営を図るため、「能勢町地域農業再生協議会」（農業者戸別所得補償制度の推進、農業者団体等の連携、生産振興、農地の利用集積、担い手の育成・確保を行うことが目的）等を通じて、農業経営研修や農業制度資金利活用の相談等を行い、経営改善計画の達成に向け経営・生産技術の改善指導に努める。

### (2) 農用地の集団化対策

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団

体が連携し、地域計画の策定を通じて合意形成を図りながら基盤整備完了地区を中心に、土地の地理的条件等を十分配慮して面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、所有権移転、利用権設定、農作業受委託等による幅広い農用地の流動化を推進し、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

(3) 農業経営基盤強化促進事業等農用地の流動化対策

農業経営基盤強化促進事業の活用や農業委員等による掘り起こし活動を推進する。そのなかで、兼業農家や未利用農地の所有者と協議を進め、農地の出し手と受け手に関わる情報を一元的に把握するとともに、両者を効率的に結びつけ、担い手に農用地の利用集積を図る。

(4) 農作業の共同化対策

農業経営の安定を図るため、農業機械の共同購入・施設の共同利用を推進し、生産技術の向上やコストの低減を促進する。

(5) 農作業の受委託促進対策

農用地を保全するためには、農作業の受託による農地の活用を推進する必要がある。農作業の受託を行う農業系の組織化を進める。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進による経営規模の拡大や執行体制の強化、及び作業班の強化など事業実施体制の整備をさらに図ることにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を図る。

また、近年はたけのこやシイタケ、炭などに加えて、燃料としての薪も林産物として販売されており、これら森林資源の活用に向けて、林道や森林作業等の路網整備、町産材の利用促進を通じて流通供給体制を確保する。

加えて、森林整備実施計画に基づく森林整備に森林環境譲与税を活用し、整備を図る。さらに、施策の担い手の育成に努める。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

都市住民からは生鮮食料品等の安定的供給が強く望まれるとともに、農畜産物に対する安全性、新鮮さ、おいしさに対する期待が高まっており、今後需要の増大が見込まれる野菜、果樹、畜産物等を中心として、消費者ニーズにきめ細かく対応できる農業の振興を図っていく必要がある。

本町は、消費者ニーズに対応した農業の持続的発展を図るため、地帯別生産区分に応じた団地化に努め、生産振興を図る。田では、高温障害に対応した新規需要米の生産振興を図る。畑、樹園地ではトマト、ほうれんそう、キャベツ、だいこん、くりの栽培促進による産地化と地産地消による活力ある農業を推進する。このため、既存施設の有効利用を推進するとともに、集出荷施設、農産物直売所や農産加工施設の整備・拡張充実を図る。直売所出荷に向けての野菜栽培については、少量多品目の野菜栽培を推進し、高収益化を図る。水稻、栗、しいたけ等の地域特産物や畜産物については、栽培飼養管理技術指導や流通販売の改善を図るとともにブランド化や加工により高付加価値型農業の展開を助長する。

今後はさらに、農業と商業・工業等の連携（「農商工連携」）による能勢産農産物や捕獲鳥獣を活かした新商品等の開発、販売を、国等の支援策を活用しつつ促進していく。

#### (1) 水稻

主食用米の生産については、消費者と顔の見える関係作りに取り組み、消費者が安心できる農作物の供給を通じて、物産センター等の直売所・学校給食への出荷及び消費者等へ直売することにより、米の生産と安定的な取引を進める。大型コンバイン等の高性能農業機械や穀類等乾燥調製施設、共同育苗施設などの利用促進により省力化を一層進めるとともに、農作業受委託を促進する。併せて、大阪エコ農産物米等のブランド米の生産を推進する。また、水田の高度利用を目指して、戸別所得補償制度に基づき新規需要米や加工用米等の多用途米づくりを推進する。さらには、米粉を利用した農産加工施設の近代化に努め、消費の拡大に努める。WCS 用稲では、町内の畜産農家と連携を図り、加工用米については、消費者ニーズに合わせて作付け拡大を検討する。

#### (2) 野菜

本町は準高冷地の立地条件を活かした都市近郊型農業により、野菜の多品目生産を行ってきたが、露地野菜が主となっており、施設への作付転換が進んでいないため、大阪エコ農産物の振興を図り、地域の需要に応じた作物を振興する。そのうち、トマト、キャベツ、えだまめ、さつまいも、スイートコーンを振興作物とする。近年は消費の多様化・周年化が進んでいるため、単位面積当たりの収益性が高く周年生産が可

能な品目あるいは周年生産の構成品目として優れた品目を導入するとともに、高度な生産技術の開発・普及をはじめ播種機等の利用などにより適正な省力化と低コスト化を図っていく。また、能勢町観光物産センターや能勢けやきの里といった農産物直売所を拠点とした地産地消を進め、町の農作物を内外にPRすることによってブランド力と生産意欲の向上を図る。

また、規格外の野菜によるカット野菜や農産物加工品を進めるため、農産加工施設の整備に努め、農業の第6次産業化を推進する。加えて、有機農産物等に対するニーズに応えるため、農薬、化学肥料使用量の低減等「環境にやさしい」環境保全型農業の推進を図る。

### (3) 果樹

基幹作物であるくりの栽培面積は横ばい状態にあり、多くの果樹が経済樹齢を迎えている状況にある。一方で、農家の努力により、高品質の果実が生産されている。今後は、消費者ニーズに沿った優良品種の育成や自然災害の防止を図り、高品質産地の形成に向け、くりの低樹高栽培の普及による園地の近代化・省力化・定着化を進める。

### (4) 花き

消費者ニーズの動向に即応した品目の導入を進める。また、自動防除等、共同機械施設の導入を図り、省力化・低コスト化を進める。

### (5) 畜産

耕種農家との連携強化による水田における飼料作物の生産の維持拡大を図り、粗飼料の自給率向上を推進する。また、都市化に伴う飼養環境の変化のもとで、近代的な飼育管理施設の導入により省力化・合理化を図るとともに環境に配慮した飼養環境の整備、受精卵移植等の生産新技術の導入を推進する。さらに、糞尿をたい肥として、有効活用を図る。

## 2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
農産物加工施設 (整備・拡張)	西能勢地区	全地区	—	—	生産組合	①	

付図4号 農業近代化施設整備計画図 別添

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本町の農業を取り巻く環境として、若い労働力の都市への流出と兼業化による安定兼業農家が増加し、農業労働力の高齢化及び担い手不足が進行している。本町の農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、農業生産に必要不可欠な農地の保全とともに、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対し高い技術を有した人材の育成・確保に取り組む。女性農業者は、農業・農村の活性化に重要な役割を果たしていることから、より一層資質の向上を図っていくことが必要であるため、「能勢町地域農業再生協議会」と連携し、担い手の確保を図る。

大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、農業協同組合、大阪府家畜保健衛生所、能勢町農業委員会などと連携しながら、随時、就農相談を受入れ、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

さらに、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。就農希望者に対しては、農地については農業委員会による紹介、技術・経営面については大阪府北部農と緑の総合事務所の普及課、農業協同組合、大阪府家畜保健衛生所等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。加えて、農業就業者育成のため、農業協同組合等と連携し、農とのふれあいの場の創出に努める。

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域の農業等の魅力を町民へ提供することにより、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農支援は、国や府の支援に基づいた就農支援資金による研修、就農準備、施設整備に係る資金の活用を図り就農支援を行う。農業委員会や関係機関と一体となって支援体制を確立し、農業関係制度資金の活用を図る。さらに、「能勢町地域農業再生協議会」が中心となり、就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォ

ローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等、総合的な支援を実施する。具体的には、本町が主体となり大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、地域連携推進員、農業委員、大阪府農の匠、農業協同組合等と連携・協力してし、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後にフォローアップの状況等を共有する。巡回指導のほか、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

また、教育の一環として教育ファーム等を通じ、小学校の段階から農作業体験などを通じて、農地の多面的機能などの農業・農村に対する理解を促進することで、能勢町農業の将来を担う幅広い人材を長期的な視点を確保する。具体的には、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。また、地域及び営農の実態等に応じて継続的に営農活動が展開できるよう、高齢者等を農業の担い手として育成する。

また、農業を担う者の確保のため、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲をうけられるよう、農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けた必要なサポートを行う。

#### (1) 高齢農業者の支援

本町農業を担う農業従事者の高齢化が進行するなか、優れた農業経営者による生産性の高い農業経営の確立と高齢者のもつ豊かな経験と円熟した技術を活かした農業生産活動や地域活動の促進が課題である。そこで、高齢農業者を農業や地域活動の担い手のひとつとして積極的に位置づけるとともに、農村の生活文化の伝承者として、また、営農・生活技術の伝承者としても位置づけ、地域活動の活性化等の面において高齢者が生きがいを持てるような農業に関する活動を支援する。

## (2) 女性農業者の支援

女性がいきいきと活動し、豊かな魅力ある農業を目指すため、学習・情報交換の場を創出することによる女性農業者の能力向上及び農業経営参画促進を図る。また、女性農業者が男性農業者とともに対等なパートナーとして参画できるような環境を整え、家族経営協定の締結を推進する。さらに、加工グループ等の活動を積極的に支援し、起業化を図る。

## (3) 農業教育における中長期的な取組

「農」の持つ情操作用をもとに、子どもたちに「生きる力」を育むとともに、農業に興味関心を持ち、次世代の農業の担い手や支援者を育成する観点から、教育機関や教育委員会等との連携により、農業体験学習の推進等を図ることが重要である。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくったりすることで、農業に関する知見を広められるようにする。また、小学校での食育を通じて学校教育との連携を深めるとともに、地元農産物を利用した学校給食の提供等を通じた農業教育を今後とも実施し、地元を誇れる人材の育成を推進する。

## (4) 企業退職者等の就農支援

企業退職者等の退職後のライフスタイルにおいて、「農ある暮らし」を求める人が増え、定年帰農等の生きがい農業が注目されている。また、農業においても人手不足となることが予測されるなか、増加が見込まれる企業退職者等と農業者からの要求に応えるため、関係機関と連携して農業の講義、体験を通じた企業退職者等による農業ヘルパーや新規就農者の育成・確保を推進する。

## (5) 新規就農希望者に向けた関係機関による支援の役割分担

就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

### ①本町

本町にて新たに農業経営を開始しようとする者からの相談に対応し、就農に向けた情報提供や地域農業者の紹介等、就農希望者に対して適切な助言等を行う。

### ②大阪府農と緑の総合事務所 農の普及課及び農業協同組合

就農前の経営計画や営農計画の作成指導、また、就農後においては地域農業者等とも連携し、新規就農者への適切な営農指導等を行う。

### ③大阪府農業会議及び農地中間管理機構、農業委員会、土地改良区

新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

④個々の集落（地域計画の作成区域）

農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

（6）就農初期段階における地域全体の支援

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しによる話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、能勢4H（能勢町青年農業者）クラブとの交流の機会を設ける。また、商工会や能勢町農産物直販協議会とも連携し、能勢町観光物産センター等への出荷のためのアドバイスをを行うなど、生産物の販路の確保を支援する。

（7）雇用就農の支援

農業生産組織の法人化や企業の農業参入に対する支援に加え、農業企業の誘致に取り組み、これら農業法人への雇用就農機会の拡大を促進し、農業の多様な担い手の確保を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町では今後、能勢町観光物産センターなど農産物直売所を拠点とした地産地消や「能勢ブランド力」（なにわ特産品である能勢ぐり）の強化に向けて、農業の第6次産業化と都市農村交流を軸に、コミュニティービジネスをはじめ、女性や高齢者のグループ活動の起業化を推進し、地元における就業機会の増大を図る。

また、都市と農村の交流拡大による「農とのふれあい」の場の提供や「グリーン・ツーリズム」を推進し、就業の機会の増大を促進する。

将来における農業従事者の就業目標は以下の通りである。

(単位：人)

区 分		従業地								
I	II	町 内			町 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	製 造 業	181	195	376	130	87	217	311	282	593
	建 設 業									
	サービス業									
計		181	195	376	130	87	217	311	282	593
自 営 業	製 造 業	20	22	42	14	11	25	34	33	67
	建 設 業									
	サービス業									
計		20	22	42	14	11	25	34	33	67
日雇・臨時 ・出稼ぎ	製 造 業	4	5	9	3	2	5	7	7	14
	建 設 業									
	サービス業									
計		4	5	9	3	2	5	7	7	14
総 計		205	222	427	147	100	247	352	322	674

(注) 資料：農林業センサスをもとに予測

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業目標を実現するため、農業委員会と緊密な連携のもとに農用地利用集積を図り、担い手に農地集積を推進する一方、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

さらに、農業法人の設立支援や農業企業の誘致など、地域農業の担い手確保及び雇用の創出を図る。

(1) 就業相談・指導活動

農家を対象とした配布アンケート調査や個別調査等を実施し、就業の意向を的確に把握するとともに就業相談所等組織の整備によって就業相談、指導活動を強化する。

(2) 第6次産業の推進

農産物や農産物加工品の販売、農作業体験、史跡等の有形無形の伝統文化等々の地域資源を活かし、町民をはじめ、隣接市町から訪れる都市住民との交流の拡大とともに、安定的な就業の場の創出を推進する。

都市住民との交流は、消費者との相互理解、自らが地域に対する再認識につながるといった社会的効果を有する取組とともに、農産物の需要拡大や就業機会の創出等の経済的効果が期待され、これを実現するための施設整備として、農産物直売所の拡張、農産物加工施設の整備を推進する。

(3) 企業立地の促進

新名神高速道路の開通に伴う各方面へのアクセスの飛躍的向上を踏まえ、新たな産業用地への計画的な転換など多様な企業立地の促進のほか、企業の農業参入の促進や農業の6次産業化、観光農業の推進等により、農業従事者にとって安定的な兼業先となる雇用を創出する。

3 農業従事者就業促進施設

農産物加工施設の整備を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本町における林業者の大半は、農業との兼業である。引き続き安定的な農林業の複合経営を目指すには、林業就労環境の安定化が必要である。林業の担い手である森林組合においては、施業の共同化による経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図り、就労の安定化、近代化を目指す。加えて、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、雇用の通年化に努める。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本町は、豊かな自然や恵まれた居住環境を活かし、「人・地域・地球の健康を守り縁をつなぐ 開かれたまち能勢」を将来目標に掲げ、里山の自然資源や人間関係の資源を基軸として、人と人、地域と地域、街と里の多様な縁をつなぎ、新しい関係性を創造していく。また、「里山未来都市」を目標像に、里山の恩恵を享受しながら、人々の暮らしと里山環境が「共生」できる未来の構築を目指す。

#### (1) 安全性

近年の台風やゲリラ豪雨による河川の氾濫等の水害、溪流における土砂災害、急傾斜地の崩壊など、その対策が急務となっており、災害に強いまちづくりの推進が一層強く求められている。激甚化する災害に対応するため、本町では、災害の危険のある急傾斜地崩壊（危険）区域の土地利用の適正化と河川の計画的改修を推進するとともに、地域の防災力を高めるため、「地域防災計画」の見直しを随時行っていく。また、災害時に対応できるよう関係機関との連携強化を図りながら、町全体で総合的な防災訓練の実施に努める。さらに、自助・共助の視点から本町の住民や本町を訪れる人々に対する防災・減災に関する啓発活動を進め、地域の防災体制の強化に向けた自主防災組織の立ち上げや避難誘導マニュアルの策定等に向けた検討を進める。

また、交通環境の改善のため狭あいな集落道等の整備、改修を行うとともに危険箇所の把握、消防水利（消火栓、防火水槽）の整備を計画的に実施し安全確保に努める。

#### (2) 保健性

近年、生活様式の多様化に伴い、生活排水の量が年々増大している。本町では全町域の水洗化を目指しており、令和4年度末での下水道普及率は約27%、水洗化率は約82%となっている。今後も引き続き合併処理浄化槽設置事業を実施していく。

また、住民が安心して利用できる上水道の安定的供給を推進するとともに、給水人口の減少に伴う需要減に合わせた施設のダウンサイジング・スペックダウンを検討しつつ、老朽化施設の更新を計画的に進められるよう大阪広域水道企業団に働きかけを行っていく。

#### (3) 利便性

近隣都市への交通及び広域交通は、鉄道がないものの、道路交通網の整備が進み、南北方向の国道173号及び477号、東西方向の主要地方道茨木能勢線の3路線が広域幹線道路を形成している。DID都市池田市へは約30分、大阪市中心部や大阪中央市場まで約1時間半、大阪北部市場（茨木市）まで約1時間である。また、平成30年には新名神高速道路の開通により、新国土軸まで約15分という好立地が実現し、

各方面への移動時間が短縮され、近畿圏全体へのアクセス性が向上している。

今後は、自動車を利用できない高齢者や未成年の交通手段として、公共交通の再編や乗合タクシーの本格運行を行うなど、引き続き住民の移動手段の確保に努める。加えて、歩行空間の確保等を行い、誰もが安全で快適に移動できる道路網の整備を図る。

#### (4) 快適性

農業用水は、かんがい利用されるだけでなく、農業集落の防火用水など広範囲に利活用されているほか、景観形成、親水、生態系保全等の役割を果たしている。このため、河川や水路など農業水利施設の有する景観形成、親水等の地域用水機能を活用し、潤いと安らぎのある快適な生活環境の整備を推進する。

特に町内に散在するため池については、貴重な水辺環境を提供する資源、地域コミュニティの場として、周辺への花木の植栽や水面利用を推進し、親水公園化の整備に努める。

本町の里山は斜面地に分布するクリやクヌギ、コナラ等で構成される里山林と、棚田や麓の集落が一体となった独自の景観を有しており、森林資源を生かした特産品も多く存在している。豊かな自然環境の持続的な保全と活用に向け、市街地における里山景観との調和を図りながら、本町の特徴である美しい里山景観の保全・育成を図る。

さらに、ごみの減量化と資源循環型社会の形成に向け、持続可能な社会を創る人材育成に努めるとともに、3Rの推進に取り組む。また、美しい田園が広がる閑静な住環境や清々しい空気と安全な水の恵みを楽しんだ集落形成が営まれている中で、引き続き「清潔で美しいまちづくり」を住民と共同して推進する。

#### (5) 文化性

本町の農村部においても、兼業化、高齢化、混住化が進み、地域における生活意識の多様化がみられ、地域連帯感・集落機能が低下傾向にある。活力ある農業・農村を次世代につないでいくためには、里山の学びや恵みを多様な人材の育成支援に取り組み、持続可能な農山村づくりを推進する必要がある。このため、農家、非農家に関わらず、地域ぐるみでの活動による集落組織などの育成強化を通じ、長年育まれてきた伝統行事や文化の伝承、文化的歴史的遺跡等の農村文化及び農業農村が持つ多面的機能を後世に伝えるための郷土教育の充実を図る。加えて、住民が農村文化にふれる機会の充実や地域の自主性と創意に基づいたコミュニティ活動を推進し、地域の連帯感を育成するとともに、都市と農村の交流を促進する。また、地域の食材を用いた学校給食等を通じ食育を推進する。

## 2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
該当なし				

(注) 資料：能勢町農業農村整備事業管理計画

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の有する諸機能を確保しつつ、保健機能を有する森林において整備することが望ましい施設について、府立自然公園計画との整合を図り推進するものとする。

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

農村地域の環境整備は、地域間連絡道路や国・府道などの道路整備事業との整合性を確保しつつ、総合的な視点からの事業に努めていく。

## 第9 付図 別添

- |   |                 |        |
|---|-----------------|--------|
| 1 | 土地利用計画図         | (付図1号) |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図   | 該当なし   |
| 3 | 農用地等保全整備計画図     | 該当なし   |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図    | (付図4号) |
| 5 | 農業就業者育成・確保整備計画図 | 該当なし   |
| 6 | 生活環境施設整備計画図     | 該当なし   |

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア. 現況農用地等に係る農用地区域

地区区域 番号	区域の 範囲	除 外 す る 土 地	備 考
A	宿野一区	府道園部能勢線と天神橋から大路次川左岸を上流へ囲まれた区域内の土地、字柿の木 1432～1436 番地まで、字金ヶ谷、稲荷、宝林寺、石寺、左村垣内 1062, 1063、今西カイチ 1051, 1054, 1056, 小ヶ坂, 城山下、上マメヤガ 163, 164, 558, 560, 561, 651, 1370, 1376-1, 1379 田口 1165, 1177, 1183 番地の土地	農用地面積 435ha
	宿野二区	字寺の下、寺前、安井谷、深谷川、永垣内、土井ノ前 908, 911, 912, 912-1, 916, 630, カイナ田 990, 園田垣内 1047, 島河原 770 番地より 789 番地までの土地	
	宿野三区	府道園部能勢線で桂林寺に通じる道を山側で囲まれた区域内の 506, 502-1, 498, 544, 544-1, 543, 541, 540-1, 540, 539, 539-1, 539-2 を除く土地、字小山垣内 635 番地より 663 番地までの土地、大橋西詰 446, 字八木垣内、苗代、ゼン田、東又 513, 514, 517, 518, 519、北善田、上中島、長通 419-1, 419-2, 421, 角田 592, 593, 594, 塚本 622 番地の土地	
	宿野四区	字大通 236, 165, 168, 172-1, 173, 173-1, 173-6, 174, 175-1, 175-2, 176, 237-1, 283, 辻垣内、尾北垣内、式斗代の土地	
	大里	府道宿野下田線と町道大里・山辺線を教員住宅まで山側で順次結んで囲まれた区域内の土地、大里大池より山辺寄り府道園部能勢線の両側の区域内の土地、ヲロン 463, 465, 下坊 281, 286 番地より 292 番地までの土地、167-1, 167-2 番地の土地	
	柏原	字山田 48, 49, 南口 18, 19, 21-1, 前田、ヒヤケ 138, ワサジ 131, 猪ノ阪 105-3, 150-1, 151-6, 152-1, 153-1, 辻道ヶ元 41, 木戸岡、石田、宮ノ脇、走り垣内、備前カ町 97 番地の土地	
	平通	町道平通名月線と阪井峠平通線を山側で囲まれた区域の土地	

地区区域 番 号	区域の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
A	下 田	山田川右岸より国道側を新橋から大路次川で結んで囲まれた区域、字コケシ蜂の巣鳥越オヶ原下入道セド垣溝の上12番地より14番地までの土地	農用地面積 435ha
	上山辺	山辺川左岸線と町道上山辺・砂原線を山側で順次結んで囲まれた区域内の土地、国道173号線町道上山辺・砂原線と町道上山辺・行者線を順次結んで囲まれた区域内の土地、町道大里・山辺線（清水橋より）、町道今西・山辺線を山側で順次結んで囲まれた区域内の土地、町道山辺線（今井田橋より）町道今西山辺線を山側で順次結んで囲まれた区域内の土地、町道上山辺・行者線国道173号線、山辺川左岸線と字石風呂1398-1, 1398-2番地を順次結んで囲まれた区域内の土地、字打入石、梢屋769番地より774番地まで橋の詰790-1, 793-1, 吹屋1122, 1123, 竹の下880, 札幌1078, 1079, 1087, 167, 2207-2番地の土地	
	東山辺	国道173号線と町道今西天王線を山側へ順次南に結んで囲まれた区域内の土地、字中尾92番地から96番地まで、山瀬、西林、大田園字博田21の2, 25, 28番地、山田183番地、二百代194, 202, 203番地、大手397, 398, 403, 404, 405, 406, 408番地、鳥居前1651, 1654, 1655, 59-1番地の土地	
	栗 栖	山辺川右岸と国道173号線と府道茨木・能勢線に囲まれた区域内の土地、山辺川右岸と府道茨木・能勢線と町道平通・森上線で囲まれた69番地までの区域内の土地、府道茨木・能勢線と町道山辺・栗栖線を山側で順次結んで囲まれた区域内の土地、75-1, 92-2, 93-1, 95-1, 96-1, 96-4, 97, 98-2, 101, 101-1, 103-2, 106-1, 106-2, 106-3, 107-1, 180, 430番地の土地	
	片 山	町道森上・平通線より山側で順次結んだ区域内の土地(1-1, 398-1)20-1, 57, 59, 99-1, 100-1, 100-2, 101-1, 137, 137-1, 138-1, 139-1, 145, 148, 150, 158-1, 158-2, 195-2, 195-4, 195-5, 301, 302, 310, 311, 312, 317, 317-1, 332-1, 333, 336-1, 337, 398-3, 426, 427, 433, 434, 435, 439-1, 440, 441, 444, 445, 446番地の土地	

地区区域 番 号	区域の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
A	上 杉	1. 字コラ尻 3, 4, 5, 平代 25, 28 番地より 37 番地まで、ハエガ谷、木戸口、替池田、本野、堂ノ前 62 番地より 68 番地まで、金ノメン 74, 75, 79-1, 79-2, 79-3, 狭間 93, 97, 100, 杉谷 101 番地より 107 番地まで、110, 112, 117, 156, 161, 307, イゴモノ口、代田 149, 150, 152, 153-2, 155, 158, 番地より 161 番地まで、165, 166, 168-1, 168-2, 168-3, 竹の下 197, 200, 番地より 203 番地まで、谷尻 225, 226, 229, 230, 231, 金尻 232 番地より 236 番地まで、238, 西野替地 247-2, 253, 浦 258, 266 番地より 276 番地まで、287 番地の土地、362 番地の一部 (2.25 ㎡)	農用地面積 435ha
	平 野	2. 字三角、野田、前畑、奥ノ谷、ヲトゲ 283, 284, 286, 298 番地を除く地番、藪ヶ花 58, 62, 70 番地より 72 番地まで、杉本 157, 上ノ坊 113, 117, 122, 六斗代 172 番地より 178 番地まで、仲田 181, 183, 145, 1877-1, 新田堂 196, 198, 北美谷 201, 204 番地より 206 番地まで、214, 平野畑 220, 222, 225-2, 226, 227, 232, 代田 242, 246-1, 256, トショウ田 385, 390, 樋詰 406-2, 409, 木ヶ 410, 414, 415, 420 番地より 423 番地まで、南芝尻 430, 431, 432, 471, 井出ノ口 472, 473, 474, 浦田 475 番地より 477 番地まで、483, 473-2, 堂前 212-1, 仲田 185 番地の一部の土地、平野 535, 536, 537 番地の土地、平野 530-3 番地の土地、平野 413-5, 512-3, 519-2, 519-4, 519-5, 520-3, 528-2, 529-3, 530-4, 530-5, 564-2, 564-4, 564-5, 567-2, 569-2, 579-2, 580-2 番地の土地	
	稲 地	3. 字下シュケ、天神前、池ノ下、戸田、勢ヶ谷、笠町、ウハタ 457, 459, 459-1 を除く地番、中板 545, 546, 547, 番地 元屋敷 1, 2, 3, 4, 5, 和田垣内 39, 221, 三田長 56, 66, 67, 68, 69, 74, 73-1, 73-2, 148-2, 151, 152, 182, シュケ 75, 88-1, 88-2, 源兵衛 134, 147, 141, 221, 槍谷 163, 164, 167, 168, 堂西 170, 171, 169, 山ノ下 183-2, 186, 187, 190, 加茂垣内 200, 203, 204, 北水上 207, 211, 223, 227, 228, 230, 232, コモク 247-1, 有本 254 番地より 264 番地まで、北原町 357-1, 357-2, 357-3, 359-1, 359-3, 359-4, 363, 365, 368, 南水上 372, 373, 383-2, 385, 395, 396-1, 147, 148, 163, 200, 397, 296-2, 門田 426-2, 201, 宮田 470, 471, 472, 473, 469, 477, 478, 487-1, 487-2, 191, 192, 湯ヤノ元 189, 190, 213, 492, 493, 495, 496, 497, 566, 567, 湯ノ下 515, 上ハカマタ 6, 7, 8, 9, 16, 17, 18, 五反畑 133-1, 133-2, 134-1 番地の土地	

地区区域 番 号	区域の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
A	神 山	4. 字倉光、太根 335, 334, 334-1, 344, 332, 331 番地以外の地番を除く。福西垣内、森垣内、古仲垣内、東谷、泉田、今村、グミ原、求ノ木、ヒバリ、穂積石、馬ヶ森 36, 城ヶ脇 45, 深田 74, 上椿 109, 111, ヲロ内 126, 知原 140, 141, 135, 133, 158, 宮垣内 306, 307, 308, 310-2, 369, 102, 126 番地より 129 番地まで、159, 西浦 165, 166, 167, 168 番地の土地	農用地面積 435ha
	長 谷	5. 字ヒメ田、大海、ヲコウ田、ヒメガ阪、庄司畑、森ノ辻、森ノ奥 90, 90-1, 91, 96, 97, 98, 99, 102, 103, 1039 番地、香近田、藤木 116-3, 119-1、畑垣内、赤町、百ヶ谷 523, 522, 521, 520, 519, 518, 517, 516, 525, 481, 482 番地、中田垣内 536, 537, 544, 547, 548, 539 番地、山畠、岡 614, 615, 617 番地以外の地番、上松垣内、坊ノ辻、芋垣内 280, 284-1, 284-3, 276, 285、西田 285-1, 300 番地より 309 番地まで、339, 464, 1096、五反田 352, 353, 354, 360, 361, 362, 363, 371、半田 472 番地より 484 番地まで、門ヶ田 399 番地より 410 番地まで、341, 342, 343, 344, 1101, 1129、コモヅチ 411 番地より 413 番地まで、427 番地より 444 番地まで、榎ノ本 645 番地より 654 番地まで、狭間 787 番地の土地	
	森 上	6. 全 区 域	
	今 西	7. 字岡ノ下、上内河原、垣内、下内河原、東垣内、宮ノ前、中西、岡ノ上、岡、大水 1 番地より 9 番地まで、上大水 10 番地より 17 番地まで、20, 21, 25, 上平田 47, 48, 54, 55, 166, 167, 168, 舟橋 122-1, 123, 124, 三宅 28, 水島 112, 113, 114, 115, 115-1, 沢度 73-1, 86 番地の土地	
	山 田	8. 字随泉、東 187, 188, 189, 190, 195, 196, 197, 198 番地、橋爪 39, 40, 45, 46, 法清 54, 55, 56, 熊野 65, 66, 湯小屋 69, 70, 72, 75, 76, 坊縄手 84, 85, 87, 88, 89, 91, 銀冶屋谷、垣内、高木 138 番地より 141 番地まで、東垣内、西ノ谷、小林 310, 311, 312, 318, 330, 335, 本庄 342, 343, 346, 356, 357, 359, 360, 1022 番地、田中、州崎 381, 382,	

地区区域 番号	区域の 範囲	除 外 す る 土 地	備 考
A	山 田	385, 386, 西ヶ久保、段ヶ谷、石堂 684, 686, 688, 690, 石堂口、今田、中間 751, 井戸ノ前 771, 772, 773, 森ノ前 777, 784 番地より 789 番地まで、車中、三月田、野平、大柏 819, 820, 823, 卵板、堂森、カンノワ、大平、水木、谷口、日入場、前田 17, 18, 19, 20-1, 20-2, 23, 25, 馬場崎 496-1 番地の土地	農用地面積 435ha
	垂 水	9. 字才田畑、福中、垂水、尾道 21 番地の 1, 大下、上垣内、森ヶ下、小西、大西畑、大下屋組 43, 48, アラキ 118, 129, 130, 137, 176, コブケ 207-2, 205-2, 218, 219, 209-1, 330, 内海田 241, 246, 247, 248, 205-1, 206-6, 207-1, 208, 前田 9-1, 10, 11, 上ノ木田 103 番地より 110 番地まで、205-1 番地の土地	
B	天 王	字唐土、境垣内、奥垣内、東垣内、蔦浦谷、北垣内、堂ノ前、田畑ノ下、今中、中土井、阪、馬路、湯田 51-1, 53, 兼田 544, 54, 56, 57, 517, 才ノ本 88, 89, 90-2, 大道 132 番地より 137 番地まで、風呂ノ下 439, 440, 441, 北尻 507 番地より 511 番地まで、奥野口 468, 469, 470, 東山 641, 635, 636, 637, 615, 616, 631, 683, 720 番地より 725 番地まで、715 番地より 719 番地まで、726, 727, 301, 652, 653, 654, 655, 604 番地より 610 番地まで、643 番地より 651 番地まで、656, 658, 659, ノセ辻 15, 7, り田 27, 30-1, 30-2, 31, 東奥野口 534, 535-1, 535 番地の土地	農用地面積 36ha
C	上田尻	1. 町道山内・地黄線、府道吉野・下田尻線交差点より山側で結んだ区域、府道吉野・下田尻線の山側を結んで囲まれた区域 358-1, 359, 360, 363-2, 365-1, 365-2, 329, 328, 330, 375, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 352, 353 番地を除く区域、町道仁之院石原線と山内・地黄線の交差点の水路で囲んだ区域、字保尺、井手垣内、南田、加井尻 785 番地より 790 番地まで、清水ヶ谷 584, 811, 812, 582, 583, 587, 三宅 800, 803-5, 803-6, 殿山 88-1, 87-3, 87-2, 191, 86-1, 86-2, 87-1, 78, 81-1, 81-2, 78-3, 78-2, 82, 89, 72, 69, 70, 584-8, 586-3, 587-1, 587-2 番地の土地	農用地面積 76ha
	下田尻	2. 府道茨木・能勢線、町道北脇・中村線を順次結んで山側で囲んだ区域、304-1, 305-1 を除く区域、宮西、森ヶ下 56, 57,	

地区区域 番 号	区域の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
C	下田尻	58, 61, 百前 79-1, 石橋 100-1, 693, 118, 経田 222, 226, 225, 221, 212, 219, 233, 230, 232, 畠中 361, 367, 368, 366, 381, 379, 唐木 1099, 1098, 1101 番地の土地及び上大久保 1064, 1079, 1080, 1081, 1082, 1083 番地を除いた区域の土地、1031-1	農用地面積 76ha
		3. 字奥山、阪井、柏原、繁ノ橋、橋詰、加治橋、町田 403, 409, 410, 411, 413, 414, 422, 423, 424, 421, 426, 427, 416, 418, 水戸サ 900 番地より 908 番地まで、上大田 959, 964, 高屋 992, 1002, 1004, 1005, 1007, 1008, 1009, 1207, 古川 1029, 1030, 谷口 788, 787, 802, 803, 402, 大打 829-1, 830, 790, 831 番地より 836 番地まで、塩谷 125-1, 125-2, 685, 684, 687, 688, 844, 856-1, 856-2, 856-3, 868, 867-2, 866-1, 866, 山ノ王 543, 544, 喜登羅 897, 887-1, 896-1 番地の土地	
	中田尻	1100 番地の土地	
D	嘉 村	1. 字井尻 41, 43, 63, 六ツ木 80, 85, 86-1, 86-2, 90, 91, 93, 98-1, 99, 野本 146, 148, 148-2, 柿の花 224, 233, 232, 234、倉垣 76 番 2 の土地	農用地面積 149ha
	上 村 西 村	2. 川西・園部線の山側で順次結んで囲まれた区域 字長谷 273, 276-3, 277, 279, 282, 317, 貝垣内 318, 315, 321, 321-2, 323, 西村筋 350, 352, 357, 358, 360, 362, 374, 376, 377, 379, 380, 古谷 440, 448, 449, 450, 宮畑 469, 486, 491, 492, 495, 上泉垣内 665, 666, 670 番地より 673 番地まで、691, 693, 上経田 502-2, 504, 見登り 867, 上見登り 889, 森畠、経田 540, 淵川 851, 寒田 886, 892, 996, 900, 釜床 260, 檜原 249, 谷田 298, 292 番地の土地	
	長 尾	3. 字長尾鼻、岡崎、西キンダイ 1509, 1647, 石橋 1650, 1651, 1081-1, イクジ 1658 番地の土地	
	和 田	4. 字下和田、木ノ下、1321, 1322, 1333, 1384, 1335, 1336, 1337, 1338, 大柏 1351, 1357, 1369, 1370 番地の土地、1100-7 番地の土地	

地区区域 番 号	区域の 範 囲	除 外 す る 土 地	備 考
D	吉 野	5. 字前田 17, 19-1, 19-2, 24, 184, 285, 666, 瀬 69, 77, 78, 84, 98, 99, 100, 102, 吹屋 118, 119, 126 番地より 130 番地まで、宮ノ上 191 番地より 198 番地まで、300-2, 337, 松ヶ下 330, 331, 335-2, 340, 357, 359, 361, 362, 363, 364, 宮ノ下 370, 379, 380, 381, 382, 寺垣内 456, 457, 458, 466, 467, 沢 502, 503, 中垣内 519, 縄手 529, 川原 555, 556, 月谷 569, 570, 571, 587 番地より 592 番地まで、関 616-1, 620, 621, 622, 623, 633, 344, 343, 635, 641, 644, 646, 647, 648, 651 番地より 658, 宮ノ下 366, 367, 368, 369, 松ヶ下 354, 158-1, 313-2, 636-2, 637-3, 638-2, 652, 653-1 番地の土地	農用地面積 149ha
	山 内	6. 字円角寺、東端、野端、菜畑垣内、大寺、流尾、戸石、天神ノ下、難久、蔵垣内、乾垣内、田島、逢坂、家上、井ノ尻、茶ノ木ノ下、田中垣内 179, 182, 坪内 185, 186, 189, 190-1, 162, 527, 193, 194, 195, 196, 197, 阪尻 214, 216, 217, 宮ノ下 295, 296, 298, 299, 池尻 330, 331, 332, 336, 338 番地より 345 番地まで、210, 坪ノ内 365, 清ヶ谷 128, 193, 194, 195, 200, 214, 380, 381, 385, 386, 565, カン田 407, 荒木 457, 462, 杉本 552, 554, 463, 464, 467, 468, 469, 470, 472-1, 573, 森本 486, 角田 489-1, 491-3, 490-1, 492, 493, 494, 495-1, 496, 548, 549-1 番地の土地	
	杉 原	1. 字一之瀬 180-1, 181-1, 182-2, 182-3, 上谷 97, 99, 105, 202, 203, 丸山 94, 余里 151, 152, 151-1 を除いた土地、霜前 82, 83, 84, 85, 86, 91, 95, 96, 197, 198, 防田 20, 21, 22, 23, 29 番地より 38 番地まで、奥ノ下 77-2, 79, 100, 65, 67, 68, 69, 70, 前ノ下 191, 恭谷 56, 94, 104, 193, 39, 40, 41, 42, 43 番地の土地	
	倉垣	1078-1, 1078-2, 1078-3, 1409-2 番地の土地	
E	地 黄	1. 字乗阪、院、日卜麻、野田、佃、牛谷、大倉、北町、中町、南町、森上、縦畑、霊仙、新堂、今井、滝ヶ尻、森脇、檜川、藤脇、塚脇、谷田、中ヶ畑、福庵、堂垣内、神田、古路、齊院、別所、三条田、西南町、長尾、経田里岡、広田、脇田、谷ノ柿、木谷、森畑、宮田字安田 47, 48-1, 48-2, 畑垣内 66,	農用地面積 141ha

地区区域 番号	区域の 範囲	除 外 す る 土 地	備 考
E	地 黄	67, 寺門 321, 清水 339, 津田 120, 121, 大門 203, 森本 285, 286, 287, 288, 289, 三反田 182, 183, 184, 185, 1226, 1227, 355 番地の土地、739, 740 番地の土地	農用地面積 141ha
	野間中	2. 字ロノ前、不老垣内、阪口、菜畑、経田、渡谷、手洗 2-1, 2-2, 梨子原 16, 尾上 120, 131, 141 番地より 145 番地まで、340, 159, 160-1, 谷田 166, 開戸 218, 217, 210-1, 210-2, 東又 324, 縄手 314, 316, 芝垣内 615-2, 615-3, 615-4, 698-2, 藤井 694-1, 694-2, 694-3, 645, 645-1, 松尾 67, 396, 大田 246, 443-1 番地の土地	
	野 間 稲 地	3. 森川原、アゼチ、須見垣内、西久ヶ保、八ヶ坪、外場坪、長町 15, 16, 17, 釘貫 59, 60, 602, 603, 613, 125, 599 番地の土地	
	野 間 出 野	4. 字亀ヶ淵、向井所、正博奥、道全、宮前、柏木原、下村川原、王垣内、武正博、片保手、畑ノ円、亀山、中井谷、元善福寺、谷ン所、草原、正博口 68, 井戸ヶ辻 74, 古岩口 136 番地より 140 番地まで、位の高 298, 299, 300, 301, 342, 532, 424, 下安田 314, 欠田 359 番地の土地	
	野 間 大 原	5. 字押国、タワ、造光 1, 2-1, 尾崎垣内 26, 29 番地より 31 番地まで、谷垣内 54, 56 番地より 72 番地まで、77, 78, 別谷口 95, 98 番地より 108 番地まで、111, 113, 119, 120, 124, 126, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 将監下 141, 142, 下貫田 194, 195, 196, 199, 202-2, 204, 271, 北ヶ角垣内 209, 210, 214 番地より 217 番地まで、226, 227, 232, 234, 237-1, 237-2, 238, 馬場垣内 317, 318, 320, 321, 322, 323, 219, 330, 332, 336, 337, 338, 340, 寺院垣内 312, 315, 528, 530 番地より 534 番地まで、今谷 590 番地より 602 番地まで、小倉横田 618, 250, 251, 252 番地の土地	
	野 間 西 山	6. 字西山垣内 70, 74, 76, 77, 118, 119, 167, 今西 101, 107, 111, 108, 118-2, 120, 横瀬日 182, 183, 184, 194, 195, 198, 200, 170, 奥垣内 211, 219-2, 220, 222, 310, 333, 338, 339, 336,	

地区区域 番号	区域の 範囲	除 外 す る 土 地	備 考
E	野 間 西 山	<p>中筋垣内 126, 129, 143、湯ヶ本 66, 35、奥ノ下 178、大畠 262, 263, 264, 267, 268、三ヶ谷 265, 267, 269、堆谷 270-1, 348, 271、三ヶ谷 272 番地より 279 番地まで、古谷 311, 35、今西 122, 123-1, 123-3, 124, 153、木谷 230, 234、坪ノ内 156, 227, 228, 229, 234, 236, 237, 238, 240, 241、柳ヶ谷 157, 158, 242, 243、池ノ尾 244, 245, 246、中木谷 159, 201, 247 番地から 257 番地まで、木谷 231, 232, 233, 239、上木谷 258, 259, 260, 261、長谷 132, 161, 163, 164, 182, 202, 203, 281, 282, 284, 285, 286, 287, 288, 290-1, 291, 292、正伝 293 番地から 300 番地まで、331、穴田 302、神路 303, 304, 305, 337、上神路 306 番地から 309 番地まで、ゲズケ谷 310 番地の土地</p>	農用地面積 141ha
		合 計	837ha

イ. 農業用施設用地に係る農用地区域

下表に掲げる区域の土地は農用地区域とする。

地区番号および 区域番号	区 域	備 考
A	大里 601 番、山田 1432 番地の一部(336.3 m <sup>2</sup> )、平野 605 番地の一部 (307.98 m <sup>2</sup> )、鳥居前 1848 番地	農用地面積 0.2ha
B		
C		
D	倉垣 2407 番、倉垣 1013 番 2、倉垣 2402 番 1、倉垣 2402 番 2、倉垣 2402 番 3、 吉野 774-3、774-4	農用地面積 0.2ha
E	地黄 2233 番の一部(386.83 m <sup>2</sup> )	農用地面積 0ha
	合 計	<u>0.4ha</u>

ウ. 現況森林・原野等に係る農用地区域

下表に掲げる区域の土地は農用地区域とする。

地区番号および 区域番号	区 域	備 考
A	4 林班のうち 4 番, 9 番, 14 番, 46 番, 69 番, 82 番, 159 番, 164 番, 166 番に属する地番の土地 6 林班のうち 136 番, 151 番, 144 番, 153 番, 155 番に属する地番の土地 7 林班のうち 6 番, 7 番, 9 番, 12 番, 13 番, 16 番, 17 番, 18 番, 19 番, 20 番, 22 番, 24 番, 39 番, 41 番, 42 番, 43 番, 44 番, 46 番, 37 番, 47 番, 48 番, 49 番, 50 番, 54 番, 59 番, 60 番, 61 番, 62 番, 63 番, 64 番, 72 番, 73 番, 76 番に属する地番の土地 9 林班のうち 71 番に属する地番の土地 11 林班のうち 110 番, 115 番, 114 番に属する地番の土地 12 林班のうち 46 番, 47 番, 49 番, 51 番, 53 番, 55 番, 61 番, 62 番, 64 番に属する地番の土地	
C	2 林班のうち 31 番, 62 番, 63 番, 81 番, 82 番, 105 番に属する地番の土地 3 林班のうち 53 番, 65 番, 66 番, 118 番, 140 番, 142 番, 146 番, 159 番に属する地番の土地 6 林班のうち 35 番, 37 番, 40 番, 42 番, 56 番, 147 番, 157 番, 159 番に属する地番の土地	
D	3 林班のうち 38 番, 39 番, 41 番, 42 番に属する地番の土地 9 林班のうち 70 番, 73 番, 80 番, 82 番, 86 番, 95 番, 97 番, 121 番, 122 番, 126 番, 128 番に属する地番の土地 10 林班のうち 126 番, 128 番, 132 番, 136 番に属する地番の土地	
E	4 林班のうち 1 番, 6 番, 8 番に属する地番の土地 6 林班のうち 20 番, 42 番に属する地番の土地	

## (2) 用途区分

本地域の農用地区域内の農業上の用途は、(1) 農用地区域 ア. 現況農用地等に係る農用地区域及びウ. 現況森林・原野等に係る農用地区域は「農地」とし、イ. 農業用施設用地に係る農用地区域を「施設用地」とする。